

情審第49号
令和7年2月19日

長野市長 荻原 健司 様

長野市情報公開審査会
会長 関 良徳

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年3月28日付け5住第567号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、令和6年1月9日付け5住第451号で不存在を理由に行った行政情報不存在決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 公開請求

審査請求人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年12月25日付けで「長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年長野市条例第51号）第20条第3号及び第4号の徴収主体及び法的根拠」について、行政情報の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人が公開請求した行政情報について、当該行政情報を管理していないことから、条例第11条第2項により、令和6年1月9日付けで行政情報不存在決定の処分を行った。

また、処分に当たっては、次の内容説明も書面にて審査請求人に行った。

「法的根拠について、法律上の明記はありません。長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条の第3号、第4号に掲げる費用は、入居者の共通の利益を図るために要する費用（共益費）です。公営住宅法第20条では、事業主体が家賃、権利金以外の金品を徴収することを禁止していますが、共益費自体の徴収を禁止するものではなく、その費用を入居者負担により求めることは認められることから、条例に規定しております。

徴収主体について、長野市営住宅の共益費の徴収や管理運営については、団地入居者で構成する自治会・管理会等で対応をお願いしています。」

(3) 審査請求

これに対して、審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年1月12日付け

で実施機関に対して、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条の第3号・第4号の削除を求める審査請求を行った。

(4) 補正の命令

しかし、審査請求の内容が、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部削除を求める内容となっており、情報公開の決定処分に対して求める内容が不明確であることから、審査請求人に対し、令和6年2月7日付けで補正するよう命じた。

(5) 審査請求の補正

これに対して、審査請求人は、令和6年2月7日付けで長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条の第3号・第4号を制定した経緯を中心とする関係する行政情報を公開するよう求める内容に補正を行った（以下「本件審査請求」という。）。

(6) 諮問及び弁明書の提出

実施機関は、条例第18条の規定に基づき、令和6年3月28日付け5住第 567号により、当審査会に対して諮問し、併せて弁明書を提出した。

(7) 反論書

実施機関からの諮問及び弁明書の提出を受け、審査会から審査請求人に対し、反論があれば令和6年4月24日までに反論書を提出するよう通知したところ、令和6年4月9日付けで提出があった。

(8) 反論書に対する反論書

審査請求人からの反論書の提出を受け、審査会から実施機関に対し、反論があれば令和6年5月31日までに反論書を提出するよう通知したところ、令和6年5月31日付けで提出があった。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

長野市情報公開条例に基づく情報公開請求に対する不存在決定処分（2024年1月9日付け5住第 451号）を取り消し、公営住宅法（1951年法律第 193号）第20条及び地方自治法（1947年法律第67号）第2条第16項同条第17項に違反する事を知悉しつつ、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年9月30日長野市条例第51号）第20条の第3・4号を制定した経緯を中心とする関係する行政情報を公開せよとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

長野市長荻原健司は、請求人が2023年12月26日（火）長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年9月30日長野市条例第51号）第20条（3）及び（4）の徴収主体及び法的根拠の公開を求めたところ、2024年1月9日（火）に長野市行政情報不存在決定通知書を発出し長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年9月30日長野市条例第51号）第20条（3）及び（4）に定める費用の徴収主体及び法的根拠が存在しないと公言した。

その上で、不存在決定通知書に添付した文書に、長野市営住宅の設置及び管

理に関する条例第20条の第3・4号に掲げる費用に関する説明を付記し、公営住宅法（1951年法律第193号）第20条事業主体は、公営住宅の使用に関しその入居者から家賃及び敷金を除くほか権利金その他の金品を徴収し又はその入居者に不当な義務を課することができない事実を認めつつ、事業主体である長野市が、公営住宅法（1951年法律第193号）第20条に違反して共益費自体の徴収を禁止するものではなく、その費用を入居者負担により求めることは認められることから、条例に規定しておりますと居直り、矛盾した態度を露呈し、公営住宅法（1951年法律第193号）第20条に違反した長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条の第3・4号を固守した。

更に、地方自治法（1947年法律第67号）は、第2条第16項で地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない、同条第17項は前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とすると規定しているから、請求人は長野市長荻原健司に対し審査請求し、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年9月30日長野市条例第51条）第20条の第3・4号を削除する事が相当と思慮する。

そこで、長野市情報公開条例に基づく情報公開請求に対する不存在決定処分（2024年1月9日付け5住第451号）を取り消し、公営住宅法（1951年法律第193号）第20条及び地方自治法（1947年法律第67号）第2条第16項同条第17項に違反する事を知悉しつつ、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年9月30日長野市条例第51条）第20条の第3・4号を制定した経緯を中心とする関係する行政情報を公開せよとの裁決を求める。

4 実施機関の弁明

審査請求人が公開を求めた、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年9月30日長野市条例第51条）第20条第3号及び第4号の徴収主体及び法的根拠に関する行政情報については、条例制定にあたり作成した行政情報の中には開示対象となる行政情報が存在しないことから、不存在と決定したものである。

したがって、以上の理由から、本審査請求については棄却されるべきである。

5 審査請求人の反論

長野市長荻原健司は長野市情報公開審査会会長関良徳に対し諮問書・弁明書を発出し関良徳をして審査請求人に反論書の提出を促した。

長野市長荻原健司の主張は条例制定にあたり作成した行政情報の中には開示対象となる行政情報が存在しないことから不存在と決定したものであるから本審査請求については棄却されるべきであるという物である。

審査請求人は存在する物を存在しないと強弁する矛盾した態度を取る長野市長荻原健司を厳しく糾弾するものである。

矛盾は犯してはならない絶対原則であり人類共通の叡智である。

日本国憲法（1946年11月3日公布1947年5月3日施行）第98条は「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するそ

の他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定し憲法と矛盾する法律の無効を定めている。

憲法第25条に基づき制定された公営住宅法（1951年法律第 193号）も同じ規範性を有しており長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年 9 月30日長野市条例第51号）第20条に第 3・4 号を挿入する事は公営住宅法（1951年法律第 193号）第20条がある限り絶対出来ないし許されない。

その不可能を長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年 9 月30日長野市条例第51号）制定時ないし制定前に行った議事録は必ず存在する。

審査請求人は長野市情報公開審査会会長関良徳に対し長野市長荻原健司発出の以下の不可思議な長野市行政情報不存在決定通知書（5 住第 558号2024年 3 月28 日（木））を提供し長野市長荻原健司の本審査請求については棄却されるべきであるという主張を棄却却下し審査請求人が求めて止まない長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（1997年 9 月30日長野市条例第51号）制定時ないし制定前に行った議事録の開示を諮問書・弁明書を発出した長野市長荻原健司に裁決するよう要求する。

私の反論書の主旨は長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条第 3・4 号制定時ないし制定前に委員会・本会議で議論された事実を示す議事録は必ず存在し長野市情報公開不存在決定通知書（24年 1 月 9 日 5 住第 451号）を発出した長野市長荻原健司が「嘘吐き」であるという事である。

長野市行政情報不存在決定通知書（5 住第 558号2024年 3 月28日（木））が示すように事業主体たる長野市は市営住宅入居者から家賃を徴収する権限は存在しないから家賃は無料であり滞納しても明け渡し請求訴訟を提起されたり強制執行されたりする事もない。

これは長野市行政情報不存在決定通知書（5 住第 506号2024年 2 月28日（水）長野市営住宅等の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領第20条関連）が証明している。

この問題は公営住宅法（1951年法律第 193号）（公営住宅の明渡し）第32条第 1 項第 2 号入居者が家賃を三月以上滞納したときに根拠があるがこれは公営住宅法（1951年法律第 193号）内部の矛盾であると同時に公営住宅法（1951年法律第 193号）を議員立法として提案の理由及び要旨について説明した田中角栄の第 1 条は日本国憲法第25条の趣旨にのっとりまして法の目的を明らかにしたものでありますとの第10回国会衆議院建設委員会発言とも矛盾する。

日本国憲法第25条は第 1 項で国民の生存権を謳い第 2 項で生存権の保証を国家義務とする条項で第 1 項は日本社会党が第 2 項はGHQ民政局サムス准将が起案したものである。

ましてや長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条（入居者の費用負担義務）第 3・4 号に規定された（3）共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持又は運営に要する費用及び（4）前条第 1 項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用を入居者に負担させる事は更に出来ない。

公営住宅法（1951年法律第 193号）は事業主体に対して家賃敷金はもとより第20条でそれ以外の（家賃等以外の金品徴収等の禁止）を謳い事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができないと、矛盾して「家賃及び敷金を除くほか」と記述しているが真っ赤な嘘であり、事業主体は公営住宅入居者に何らの金品徴収を課してはならないのである。

6 審査請求人の反論に対する実施機関の反論

当初審査請求人から2023年12月26日付で公開請求のあった、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条第3号及び第4号の徴収主体及び法的根拠に関わる行政情報については、住宅課が条例制定にあたり作成した行政情報として請求内容に関連する協議経過や経過内容をまとめた議事録などの文書が存在していないことから行政情報不存在の決定をしたものです。

今回の請求の行政情報が長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条第3号・第4号制定時ないし制定前に委員会・本会議で議論された事実を示す議事録、制定当時の平成9年9月議会の議事録であると具体的に示されました。

長野市議会の議事録等は公開されており、長野市公式ホームページ内の会議録検索システムから閲覧することが可能です。次のURLからご覧ください。

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/nagano/SpTop.html>

平成9年9月議会の建設企業委員会議事録は、上記検索システムでの公開がなく、閲覧ができないため、別紙資料のとおり情報提供します。

また情報公開請求に直接関係するものではないが、平成9年9月の条例制定に当たっては、国土交通省から「公営住宅管理標準条例（案）」（平成8年10月14日建設省住総発第 153号住宅局長から各都道府県知事あて）が示されており、関連部分について次のような説明がされていますのでこちらについても情報提供します。全文については次のURLからご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/089/80000147/80000147.html>

本市条例はこの標準条例（案）を参酌して制定されており、この国の通達も公営住宅法との関係を整理したうえで発出されたものと判断しております。

7 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

この条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなけ

ればならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件審査請求について判断するものである。

(2) 対象行政情報について

本件処分の対象となった行政情報は、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条第3号及び第4号の徴収主体及び法的根拠である。

(3) 本件審査請求に対する審議事項について

実施機関は、上記(2)について行政情報を管理していないとして条例第11条第2項に該当し不存在とする処分を行っている。

そこで、当審査会は本件処分が妥当であるかどうかを判断する。

(4) 条例第11条第2項による不存在決定処分の妥当性について

審査請求人は、当初公開請求において、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条第3号及び第4号の徴収主体及び法的根拠を公開するよう求めていた。その後、本件審査請求において、長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条第3号及び第4号を制定した経緯を中心とする関係する行政情報の公開を求める旨、主張している。

長野市の行政情報の保存年限については、長野市行政情報取扱規程によると、法令で定めのあるものを除き、30年（当時は永年）、10年、5年、3年及び1年とされている。

当審査会において実施機関に長野市営住宅の設置及び管理に関する条例制定当時の書類等の確認をしたところ、保有しているものは、平成8年公営住宅法の一部改正に伴い、長野市営住宅管理条例を長野市営住宅の設置及び管理に関する条例に全部改正するため、平成9年9月議会定例会に提出する保存年限30年の起案文書のみであった。

起案文書には、次の資料が添付されていた。①改正の理由や内容が記載されている長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（案）要綱 ②長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（案）の全文を掲載したもの ③公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則の改正後の全条文を対照形式としたもの ④公営住宅法の一部を改正する法律の附則、公営住宅法施行令の一部を改正する政令の附則、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令の附則の該当条項部分が記載されたもの ⑤長野市営住宅管理条例の全文を掲載したもの

起案文書の本文及び添付資料の内容を確認したが、公開請求内容に係る対象行政情報は存在しなかった。

次に、所属毎に当該年度の行政情報を分類整理し保存年限を定めたファイル基準表から当時作成された行政情報について調査を行った。

ファイル基準表は、建設省から標準条例（案）が示されたのが平成8年10月、条例が制定されたのが平成9年9月であることから、平成8年度と平成9年度のものを確認した。対象行政情報が存在した可能性がある記載として、「国・県からの通達文書」と「住宅対策審議会に関するもの」という行政情報を整理保存するフォルダー名があり、保存年限はそれぞれ3年と10年となっていた。

実施機関に、この記載の内容について聴取したところ、国・県からの通達文

書については、審査請求人の反論に対する反論の中の情報提供でも述べているとおり、改正の際に国の通達文書を参酌しているが、この通達文書は公表もされており、保存年限が経過したことから廃棄済みと考えられるとのことであった。

次に、住宅対策審議会に関するものについては、同審議会の任務のひとつが、住宅供給に関するものであることから、改正前に審議の場が持たれ当該対象行政情報についても触れられた可能性はあるが、保存年限が経過したことから書類の内容を確認の上、廃棄したと考えられるとのことであった。

保存年限の決定は、長野市行政情報取扱規程の基準に基づき、実施機関の長が定めるとされていることから、保存年限が到来したことにより廃棄したとする実施機関の主張に不自然なところはない。

したがって、対象行政情報を管理していないとして、不存在とした処分は、妥当であると判断する。

(5) その他事項の該当性について

その他、審査請求人は、他の法令等を引用した主張を種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

また、本審査会は、市営住宅の設置及び管理に関する条例による事務手続の正否を判断するものではない。

(6) 結論

以上のことから、本件処分は妥当であると判断し、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(7) 審査に関わった委員

会長 関 良徳、委員 飯田 武寛、委員 久田道人、委員 三浦 正士、
委員 中澤 和彦

8 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和6年3月28日	審査会（諮問書及び弁明書受理）
令和6年7月4日	審査会（審議）
令和6年7月30日	審査会（審議）
令和6年8月29日	審査会（審議）
令和6年11月1日	審査会（審議）
令和6年12月17日	審査会（審議）
令和7年1月21日	審査会（審議）
令和7年2月19日	答申